

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		災害弔慰金の支給
根拠法令及び条項		新座市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。
所管部課係名		総合福祉部福祉政策課福祉政策係
審査	関係条項	新座市災害弔慰金の支給等に関する条例第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。 (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。 (2) 市民 災害により被害を受けた当時この市の区域内に住所を有した者をいう。 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条 第1条 災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「法」という。)第3条第1項に規定する政令で定める災害は、一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内において生じた住居の被害が内閣総理大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害として内閣総理大臣が定めるものとする。 2 前項の規定により内閣総理大臣が定める住居の被害の程度は、住居の被害が生じたことにより災害救助法(昭和22年法律第百十八号)による救助(以下「救助」という。)を行うことができる最小の災害の当該住居の被害の程度を超えるものであつてはならない。
	基準 (未設定の場合はその理由)	災害弔慰金の支給に関する法律施行令第1条のとおり。ここでは通常の火災は含まれない。その他については未設定(法令の規定により既に基準は言い尽くされている。)
	参考事項	条例第7条・8条
標準	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 未設定 (審査の先例がなく、標準処理期間の設定の手掛かりがない。)
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)